

## 新規顧客紹介に関する取扱い規程

### (適用範囲)

第1条 本規程はSOS総合相談グループ（以下SOSという）のすべての会員、社員に適用する。

### (目的)

第2条 この規程は新規顧客の紹介に関する取り扱いについて定める。

### (新規顧客紹介)

第3条 新規顧客の紹介とは新たに相談についての業務委託契約を結ぶ見込みのある法人、団体等の顧客をSOSに紹介することをいう。

### (紹介の条件)

第4条 紹介にあたっては次の事項を満たす必要がある。

1. 相談対象者（社員、会員等）が概ね100名以上の顧客であること。
2. 契約にあたり検討の当事者になる顧客の役員または人事、総務部門等の管理職等の紹介を行うこと。
3. 紹介者本人と紹介相手との関係が明確であること。
4. 紹介先の訪問アポイントメントを取り、事務局等と同行しに訪問すること。（初回のみ）
5. 理事長または事業推進委員長に対し所定の書式により事前の申請および訪問後の報告書を提出すること。

### (謝礼)

第5条 契約の成否にかかわらず、謝礼として3万円を支給する。

### (経費)

第6条 顧客への訪問およびSOS事務局等との打ち合わせ時の交通費等については、「交通費・出張旅費に関する規程」を適用する。

### (インセンティブ)

第7条 申請日から1年以内に対象となった顧客との契約が成立した場合は、「営業活動とインセンティブの支払いに関する規程」を適用する。

### (窓口)

第8条 本件についての窓口は事務局とする。

### 附則

#### (施行期日)

1. 本規程は令和5年4月1日から施行する。